

第 33 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 24 年 1 月 10 日（火） 15:30～17:35

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 33 回人口・社会統計部会を開催いたします。

今回は労調と就調の変更等に関する審議の最終回となっております。

なお、廣松委員につきましては、少し遅れて御出席との御連絡を頂いております。

それでは、まず本日の配布資料について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、お手元の「第 33 回人口・社会統計部会 議事次第」の配布資料を御覧いただければと思います。

資料 1 「第 32 回人口・社会統計部会結果概要」

資料 2 「諮問第 39 号の答申 労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更(名称変更)について(案)」

資料 3 「諮問第 40 号の答申 就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について(案)」

資料 4 「労働力調査基礎調査票(案)」

資料 5 「労働力調査特定調査票(案)」

資料 6 「就業構造基本調査調査票(案)」をお配りしております。

それ以外の席上配布資料といたしまして、第 1 回目の昨年 11 月 1 日開催の第 30 回人

口・社会統計部会で配布いたしました資料5-3の「諮問第271号の答申 労働力調査の改正について」（平成13年6月8日統審議第3号）における『今後の課題』への対応状況を席上配布資料としてお配りしております。御確認をお願いいたします。

お配りしている資料につきましては、若干御説明をさせていただきます。

まず、資料1の前回部会の結果概要につきましては、既に皆様方にメールにてお送りして、御確認していただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

資料2及び資料3は、労調、就調の答申案であり、本日はこれらの答申案について御審議をお願いすることになりますが、これらの答申案について、あらかじめ4点ほど御説明をさせていただきます。

1点目は、答申案のスタイル（構成）が従来のもので少し異なっているということです。2点目は、今回、労調、就調それぞれの答申案の中に、前回答申において、「今後の課題」とされた事項に対する対応状況について記載していることです。3点目は労調の答申案中の「3 今後の課題」の取扱いについてです。4点目は基幹統計の名称の変更についてです。

まず1点目の答申案のスタイル（構成）についてです。答申の内容をより分かりやすいものとするために、「2 理由等」の冒頭に、まず、調査の概要、調査計画の変更の背景、続いて、変更内容の概要を記載して、その後に個別の変更計画及びその適否等に関する記載をしております。

その個別の事項の記載につきましては、現行又は前回調査の内容と変更後の内容を、新設する調査事項についてはその内容を、表の形式で整理して盛り込んでおります。このため、従来に比べて、少し文書量が多くなっております。

2点目は、前回答申において「今後の課題」とされた事項に対する対応状況を記載しているということです。就調の場合、お手元の資料3ですが、前回答申における「今後の課題」としては、調査事項に関係するものが2点ございまして、今回の調査事項の変更等において、全て対応しているということから、1ページ目の下段に「なお、今回の調査事項の変更は」というパラグラフがございまして、このなお書きにおいて、その旨を記載するとともに、また、個別事項の中で関係する事項において、前回答申の「今後の課題」に対応するものである部分には、その旨を明記しているところです。

一方、資料2の労働力調査の答申案についてですが、こちらについては、前回答申における「今後の課題」が4事項ございまして、具体には後ほど御説明いたしますが、特定調査票の結果公表について、毎月公表の可能性の検討等があります。

ただ、必ずしも今回の改正内容と直接リンクする事項ではないもの、また、検討を行ったものの、統計技術的な面から見て対応が困難と考えられる事項等がございまして、答申案の中では6ページ目の中段に、「(3) 前回答申における今後の課題への対応状況（P）（ペンディング、以下Pという。）」という形で記載しておりますが、ここに一つ項目を立てて整理をすることとしております。

これにつきましては、前回部会で一度御審議いただいたところではありますが、時間の制約もあつてか特段の御意見はございませんでしたので、今一度、委員、専門委員の先生方に、この対応状況について御確認をしていただき、その結果を踏まえて、部会長とも御相談の上、整理をさせていただくということとしております。そのようなことから、表題に「P」という記載をしております。この関係で、先ほど冒頭に御説明いたしました第1回目の資料5-3を席上配布資料としてお配りしているということでございます。

3点目の労調の答申案中の「3 今後の課題」の取扱いについてですが、6ページ目に先ほど申し上げた「(3)」の下でございますけれども、ここにつきまして、全体記載について、「P」を付けております。これは課題の内容自体は「P」ということではないのですが、一番下のパラグラフの「しかしながら」という部分で、今後の取扱いについてどうするかということで「P」を付けております。より具体的に申しますと、通常、「今後の課題」を記載する場合、一定期間ごとに実施される周期調査の場合は、通常「次回調査までに」ということで検討期限が明記されるわけですが、労調の場合は毎月実施している経常調査でございますので、検討期限を明記するか否かということについて、御意見を頂きたいということで、「P」を全体に付しているということでもあります。

4点目の基幹統計の名称の変更についてであります。労働力調査により作成される基幹統計の名称につきましては、前回部会において、労働力統計と労働力調査統計という2案が出されまして、最終的なものについては本日の部会で更に検討ということになったと思います。このため、お手元の労調の答申案の6から7ページ目にかけてでございますけれども、こちらに記載しておりますとおり、案1、案2という二つの案を併記した形としております。

一方、資料3の就調の方の基幹統計の名称の変更でございますが、これは最後の14ページ目でございます。これは労調のものとも関連するというので、これにつきましても全体に「P」を付しているということでもあります。

答申案関係の説明は以上であります。資料4から資料6につきましては、お手元に青線や赤線で囲んでいるものをお配りしておりますが、これは何かと申しますと、当初の調査実施者の案について、そのままこれで適当というものについては、青で囲んであります。それに対しまして、部会の審議において、更に修正が必要ということになった部分については、赤線で囲んでいるということでもあります。部会審議による修正部分等が調査票レベルで分かりやすいような形にということで作成したものであります。

ちなみにこれは労働力調査も就業構造基本調査もそうですけれども、調査票案の上の方の調査のタイトルの前にマークがありまして、「政府統計」というイラストが付いているかと思えます。これは何かと申しますと、昨年10月に政府統計の統一ロゴタイプというものが決定されまして、それをここに明記しているもので、このマークが付いた調査については、秘密の保護等に万全を期している信頼性のあるもの、ということはこのマークで明示しているというものであります。

本日お配りしている資料の説明は以上です。もし資料に不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。

本日の部会では、前回の部会で審議を行いました、基幹統計の名称の変更について再度審議を行うこととなっております。この関係でございますが、先ほど金子調査官からも御説明がございましたが、労調の答申案の6ページ目を御覧ください。

基幹統計の名称として、労働力統計と労働力調査統計というものについて、部会の審議を踏まえまして、案1、案2として整理されておりますが、答申案の審議の中で、労調、就調の基幹統計の名称の変更について審議を行うことといたしたいと思っております。

また、労調の答申案で先ほどから出ております「P」となっている前回答申における「今後の課題」への対応状況につきましては、第3回目の部会において、統計局から一度御説明を頂いておりますけれども、答申案の審議の中で、再度、統計局から対応状況について御説明をお願いしたいと思っております。

なお、労調、就調の変更等に関する部会審議につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回が最終回となっております。答申案につきましては、労調と就調の2本分の審議をずっと行っておりますが、今まで同様、今回も皆様の御協力、御理解をよろしく願います。また、今回は最終回でございますので、場合によりましては、予定された時間を若干超過することも考えられます。御予定がある場合には退席いただいても結構でございますが、あらかじめ審議時間の超過があるということを御了承いただきたいと思います。

それでは、答申案の審議に入らせていただきます。

答申案は、労調のものが資料2、就調のものが資料3となっております。

では、答申案の構成について、御説明をいたします。全体の構成は両答申案とも同じですので、労調の答申案を御覧いただけますでしょうか。

答申案でございますが、最初に前文がございます。

次に、本部会におきまして、労働力調査の調査計画の変更と労働力調査の指定の変更、つまりこれは名称の変更でございますが、この二つの点につきまして、審議を行ってまいりました。名称の変更は今回も審議いたします。

このため、答申案におきましても、まず前文の下、1ページ目に「Ⅰ 労働力調査の変更」とございまして、ページをおめくりいただきまして、最後の7ページ目に「Ⅱ 労働力調査の指定の変更（名称の変更）」の二つの項目が立てられております。

そのうちの「Ⅰ 労働力調査の変更」の構成について御説明をいたします。

まず「1 承認の適否」がございまして、その後に「2 理由等」がございまして。

「1 承認の適否」には、総務大臣が行う承認を統計委員会として適当と考えるか否か

の判断を記載し、「2 理由等」には、調査の概要や今回の調査計画の変更案の概要の記載の後、個別の変更事項ごとに、その内容や適否の判断、判断理由、そして、必要に応じて修正点を記載しております。

最初に、調査事項の変更について、関係する調査事項の変更内容や新規の調査事項の内容について、先ほども御説明がありましたように、表等によって整理がされております。なお、労調は基礎調査票、特定調査票の2種類の調査票がございますので、混乱がないよう、表の題名に括弧書きで関係する調査票名を記載しております。

その後、労調では「集計事項の変更」、就調では「調査方法の変更」、「集計事項の変更」、「今後の課題」へと続きます。

「今後の課題」につきましては、これまでの部会審議の中で、今後、調査実施部局である統計局において、検討する必要があるとされた事項について記載されております。

では、まず労調の答申案の審議に入りたいと思います。

「1 承認の適否」につきましては、「2 理由等」の検討を行った後で確認させていただきたいと思いますので、まず「2 理由等」を御覧ください。

「2 理由等」では、統計審査官室の審査メモに基づき、本部会で審議した各論点について、判断の理由や計画の修正点を記載しております。

労調と就調の2本の答申案について、御審議いただきますので、ポイントを絞って、御説明をさせていただきたいと思います。

最初の「2 理由等」の下のところでございます。そこを御覧ください。調査の概要、調査計画の変更の背景、変更内容の概要等について記載をしております。この部分につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。いかがでございますか。

それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に「(1) 調査事項」の「ア 調査事項の変更、充実等」の「(ア) 非正規雇用者の実態把握等」を御覧ください。

まず、これは基礎調査票についてでございます。

順番に「a 有期雇用契約者数の把握」として、従来の「常雇」を把握する調査事項を、新たに「常雇（有期の契約）」と「常雇（無期の契約）」に分割することを計画しております。

次に「b 非正規雇用者の実態把握の迅速化」として、「勤め先における呼称」を把握する調査事項において、従来の「契約社員・嘱託」を新たに「契約社員」及び「嘱託」に分割した上で、特定調査票から基礎調査票へ移動することを計画しております。

次に「c 産業別の労働投入量の把握」として、基礎調査票において、派遣労働者の勤め先について、従来の派遣元企業の名称を把握する調査事項から、新たに派遣先企業等の名称を把握する調査事項に変更することを計画しております。

また、特定調査票において、「d 非正規雇用者の本意型・不本意型等別の把握」として、

新たに「非正規雇用に就いた理由」を把握する調査事項を新設することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、ここに「適当」としておりますが、これでよろしいでしょうか。御異論はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この部分につきましては、当部会として了承とさせていただきたいと思っております。

続きまして、「(イ) 実労働時間のより適切な把握」を御覧ください。

基礎調査票において、新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、ここも「適当」としておりますけれども、これはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この部分について、当部会ですべて了承とさせていただきたいと思っております。

次に「(ウ) 少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応」を御覧ください。

特定調査票の「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項のうち、従来の「家事・育児のため」となっておりました選択肢を、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」に分割する計画についてでございます。

これにつきましても、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、「適当」としておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきたいと思っております。

続きまして、「(エ) その他」を御覧ください。

まず、「a」と「b」についてでございます。「転職などの希望の有無」を基礎調査票から特定調査票に移動することによって、これを把握する頻度を従来の毎月から新たに四半期に変更すること、特定調査票の「教育」を把握する調査事項の選択肢において、従来一つでありました「大学・大学院」を新たに「大学」と「大学院」に分割するという、を計画しております。

これらにつきましても、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、「適当」としておりますが、これでよろしいでしょうか。御異論はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきたいと思っております。

また、「c 就業構造基本調査との整合性の確保」についてでございます。特定調査票の「前職の従業上の地位・雇用形態」を把握する調査事項については、今回、変更を予定

しておりませんが、この選択肢について、就調の類似する調査事項における選択肢と比較すると整合性が取れていないのではないかとといった御指摘を頂きまして、それを踏まえたものでございます。

審議の結果、労調の調査の目的を踏まえつつ、できるだけ就調に合わせて、この選択肢の整合性を図るため、労調の「その他」を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割する必要があるとしております。

これについて、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分について、当部会として了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

調査事項に関する答申案の最後になりますが、5ページの「イ 調査事項の削除」を御覧ください。

特定調査票の「転職に伴う収入の増減」を把握する調査事項を削除することを今回計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、「適当」としておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、「(2) 集計事項の変更」についてでございます。

集計事項につきましては、調査事項の変更に伴って年間の総実労働時間の推計、非正規雇用の実態把握等に寄与する集計の充実を図ることを計画しております。

これにつきましては、審議の結果、適当とされましたが、第3パラグラフの「ただし」以降にございますとおり、雇用契約期間の定めの有無が継続勤務年数に影響を及ぼしているということが考えられますことから、期間の定めの有無と継続勤務年数をクロスした集計を追加する必要があるとしております。

これについて、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分について、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、「(3) 前回答申における今後の課題への対応状況」についてでございます。

これにつきましては、第3回目の部会において、統計局から御説明を頂きましたけれども、審議時間の制約等もございましたせいか、御意見は特段ございませんでしたので、再度、委員、専門委員の先生方に御確認をさせていただきたいと思っております。

労調の「今後の課題」として、4事項ございます。例えば、現在、四半期ごとに行われている特定調査表の結果公表について、毎月公表する可能性を検討すること等でございますけれども、今回の改正内容と直接リンクする事項でないものや、統計技術的な面から対応することが困難と考えられる事項もあると、先ほど金子調査官からも御説明がございましたが、今回の答申の中で整理をするに当たりまして、再度、統計局から御説明を頂きまして、委員、専門委員に御確認、御意見がもしございましたら、お伺いしたいと思

います。

それでは、統計局から御説明をお願いいたします。

○栗原室長 本日もよろしくをお願いいたします。また、明けましておめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今部会長から御説明がありましたとおり、「今後の課題」への対応状況ということで、確認のためのもう一度説明を、ということでございます。

資料5-3が前回説明した内容となっておりますけれども、内容的に重複する部分もございしますが、少し補足等もしながら説明をさせていただきます。

四つある課題のうちの一つ目でございます。特定調査票については、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータが蓄積された段階で、調査結果の毎月公表の可能性について検討することも含めて、調査事項、調査方法等調査全般について所要の検討を行うことということでございます。

労働力調査は、一つの調査世帯につきまして、1年目は2か月間、2年目も1年目と同じ時期に2か月間の計4か月間を調査する仕組みとなっておりますところでございます。そのうち特定調査票につきましては、毎月全調査世帯の4分の1に当たります、2年目2か月の世帯に配布して、調査をしてございます。

したがって、毎月回収される調査票としましては、基礎調査票が約10万枚であるのに対しまして、特定調査票は全部集まれば、その4分の1の2万5千枚程度ということになります。

毎月公表の可能性ということでございますけれども、特定調査票の方は御案内のとおり、その役割としまして、就業者や失業者別に詳細の分析を行うということでございますので、基礎調査票に比べまして、回答数が4分の1ということになりますと、その就業状態別の結果等につきまして、月次で見た場合には十分なサンプルが確保されないということがございます。

特にその失業者の場合ですと、15歳以上人口に占めます失業者の割合ということで、一般的にいきますと、2パーセント台程度の数しかございませんので、特定調査票の月次のサンプル2万5千人分のうちの割合をかけて計算をしますと、失業者ですと600人程度しかサンプルとしてはないということになります。そういうことも踏まえますと、月次での公表は難しく、引き続き四半期ごとの結果公表とするのが適当ではないかと考えております。

ただし、今回見直しの中で御審議いただきましたとおり、これまで特定調査票にございました雇用形態を把握する調査事項を今回、基礎調査票に移すこととしてございますので、非正規雇用者の動向につきまして、毎月よりタイムリーに把握もできるし、サンプル数も増えるので分析もできるように今回変更したということは、御留意いただきたいと思っております。それが1点目です。

2点目の指摘の方ですが、本調査結果の精度をより一層向上させる観点から、被調査経

験の有無によって生じる回答傾向の違いを踏まえて、標本設計、推計方法等について検討を行うための枠組みを設定し、検討することをございます。

被調査経験の有無ということが書いてございますけれども、被調査経験の有無によって生じる回答傾向の違いということで、私どもの方で、サンプルの中で1年目調査のものと2年目調査のものの結果数値を比較して見てみました。そうしますと、2年目のサンプルの方が、就業状態でいきますと、やや労働力人口が減って、非労働力人口が増えるという若干の水準の違いは見られましたものの、全体の動き自体は1年目と2年目では、ほぼ似通っておりまして、そこは大きな違いは認められないところでございました。

若干の水準の違いということにつきましては、被調査経験の違いというよりも、主に2年調査するうちの1年経って年齢が加算されること、つまり高齢化による労働市場からの退出、という影響が出てくるのが考えられます。その点につきましては、現在2年間に渡って同一世帯を調査するという仕組みを取っております関係上、やむを得ない面があるものと思っております。

推計上は調査結果を単純に膨らませた線形推定だけではなくて、ベンチマーク人口を利用した非推定を採用してございまして、こうしたサンプルの年次の違いによる影響などが一部あったとしても、できるだけ正確性を確保するための推計方式を採用してきているところでございます。

以上のような点に加えまして、現在の同一世帯を2年間に渡って計4か月間調査するという仕組みにつきましては、調査結果の前年比較におきます安定性に加えまして、世帯側の記入の負担、調査の効率性を全体的に考慮して設定されているものでございますので、標本設計等の方法をあえて変えなければならないような必要性はないものと認識しているところでございます。

3点目でございます。特定調査票の新設によって、世帯面から見た就業、不就業の状況について、四半期ごとの多角的な分析が可能となることから、新たな指標の開発や特定調査票の属性データの活用による分析等データの多角的・機動的な利用について検討することということで、利用面からの御指摘でございます。

平成14年1月から今の特定調査票が新設されまして、様々な形でデータを利用できるようになったということでございますけれども、特定調査票を使った分析としましては、私どもの方でいわゆる求職意欲喪失者といった者の集計でありますとか、失業者について前職の雇用形態との関係に関する集計等、そういった多様な分析とその結果の提供に取り組んできたところでございます。

特定調査票から明らかになるものですが、求職の意思はあるけれども就業意欲を失って求職活動をしていない者を潜在的な失業とみなして、通常の失業者に加えて計算した潜在失業を含む失業率といった指標が、他省庁さんの方でも、例えば労働経済白書で公表されているとか、多様な活用、利活用が進んできているところでございます。

なお、今回の見直しによりまして、正規、非正規などの雇用形態別のデータが、先ほど

申し上げましたけれども、月次で提供できるようになる等、一層の分析の充実に寄与するものと考えているところでございます。

4点目です。調査票の配布から結果の公表に至る調査の実施過程全般を見直して、情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化について検討することということで、公表の一層の早期化ができないかという指摘でございます。完全失業率の基本集計につきましては、既に現在でも調査を行った月の翌月末に結果を公表するというので、既に事務局としてぎりぎりのスケジュールの中で行っているということがございます。

一方、四半期ごとに公表しております詳細集計の方につきましては、近年、統計調査集計システムの高度化、効率化等が進められまして、その結果、平成21年から公表の早期化が可能となりまして、従来よりも10日程度早期化を図ったところでございます。

そのほか、近年、インターネットを通じた結果提供の充実といったものにも取り組んでいるところでございまして、引き続き、その辺りはまた取組みを進めてまいりたいと考えてございます。

1点だけ補足いたしますと、調査実施段階において、情報通信技術の活用によって公表の早期化が図られないかということもあるかもしれません。近年このオンライン調査ということで、統計局所管の各種の周期調査の中でもそういった取組みを導入してきて、知見が徐々に蓄積されつつあるところでございますが、これまでオンライン調査を導入した調査の実績ということでは、オンラインによって回答した人はまだ限定的で数パーセント程度でございますので、依然として大部分は紙による回答が中心とならざるを得ない状況にあるかと思えます。

そうした状況下でございますと、オンラインによる電子的な回答などの手法を導入しましても、回答経路の複雑化等、集計作業のところで大分手間が増大することがあり、必ずしも公表の早期化に即繋がるわけではないという点の一つでございますので、その点は補足させていただきたいと思えます。

私からの説明は以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の統計局からの御説明につきまして、御意見や御質問のある方は、どうぞお願いいたします。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 基本的な質問で、2番目のことについて、確認をさせてください。

最初のところですが、被調査経験があるかないかによって回答傾向の違いを踏まえるという意味ですが、これは2回目の方の欠損値が少ないとか、そういうことですか。ここは分からなかったので、説明をお願いいたします。

○津谷部会長 統計局、お願いいたします。

○栗原室長 この答申が書かれた当時、どういう趣旨か、詳しくは私の方も承知はしていませんが、労働力調査は2年間にわたって調査をしますので、そういう意味で1回目

の回答をした方よりも2年目の回答をしたの方が、何らかの回答の傾向に違いがあるのではないかと。その違いがもしあるのであれば、それを踏まえて検討せよということと理解をしております。

○金子調査官 今の点について、補足的に御説明させていただきます。

当時の議事録等を見ますと、当時の部会に参加していた委員の方から、継続標本の場合に、調査の経験を段々と積むにつれて回答の傾向が変わってくるケースが見受けられるというアメリカの例が挙げられ、この労働力調査の場合、1年目、2年目という形を取ることで、その辺りについての違いはどうか、という質問が出されました。当時、調査実施者においては十分な情報を持っていないということだったため検討課題に整理されたという記録がございました。

ちなみに私の方から、若干お尋ねしたいのですが、確か以前の調査実施者の説明では、1年目、2年目ということの違いは調査経験のあるなしによるものではなくて、1年経過したことによって異なる要因が大きいのではないかとということでありましたけれども、例えば1年目と2年目の間で非協力世帯の状況がどうか。比率的には、増えているか、減っているか。あるいは属性的に大きな変更はないのかどうか。その辺りについて情報をお持ちであれば、御説明をお願いしたいと思います。

○津谷部会長 統計局、これにつきまして、御回答をお持ちでしょうか。

○栗原室長 事前に御指摘を頂いていないので、データは持ち合わせておりませんが、一般的にはそれほど年次によって違いが見受けられるということにはなかったかと思われま

○津谷部会長 確認ですが、1年目と2年目とで2年戻っていくわけですが、就業状況ですから、実際に状況が変わってしまうことはあるわけですが、変わらない部分についても、1年目と2年目を比較して、それほど大きく目立った回答傾向の違いが見られなかったということをござ

○栗原室長 1年目のサンプルと2年目のサンプルに基づく結果がそれぞれ出ますので、それで動きを比較してみますと、先ほど申し上げましたとおり、動きとしてはほぼ同じような動きです。山と谷が同じような形で動いているのですが、若干その水準の違いがあって、2年目の方が水準的には高くなるという違いはありました。しかし、その点につきましては先ほど申し上げましたとおり、1年経過することにより、大分高齢の方が増えますので、そういった違いによるものではないかと。就労人口は一般的に高齢の方で増える影響が多いということがございますので、そういうことではないかと思っております。

○津谷部会長 もう一度だけ確認ですが、先ほど金子調査官から御質問のありました、1年目は回答したけれども、2年目は回答をしなかったということについての情報を今はお持ちでないということをござ

○栗原室長 手元にはないです。

○津谷部会長 分かりました。

白波瀬委員、いかがでございますでしょうか。

○白波瀬委員 検討されたのが全体の分布の状態というよりも、もっと単純に1年目、2年目の間で回答状況の違いがどうなっているのかを御提示された方が、分かりやすいのではないかと思います。普通は1年目で拒否をして、2年目は協力するという事は少ないとは思いますが、拒否そのものよりも回答状況です。もっと単純に言うと、1年目の対象者の無回答状況が2年目にはどう違っているのか、ということです。

もちろん1歳の加齢による影響も考えられます。例えば、1年目で64歳の人が翌年には65歳になって引退することが考えられます。この点、御説明を伺った限り、少し分かりにくいのですが。

○津谷部会長 確認ですが、白波瀬委員は1年目と2年目の調査の単純集計結果を比較して、説明した方が分かりやすいという御意見でございますか。つまり個々の回答者レベルでクロスチェックをした方が分かりやすいということでしょうか。

○白波瀬委員 単純に申し上げますと、ある説明項目で1回目と2回目の回答状況が同じだったら、セルとしては対角線上に該当ケースが並ぶわけで、1回目と2回目の違いによる対角線セルからのズレが生じているかを提示された方が分かりやすいのではないかと感じました。

○津谷部会長 そういう御意見ですが、何かございますか。

○佐藤企画官 個々のデータについては、今、御指摘の点については公表しておりませんが、統計表という形で1か月目の結果と、同じ世帯の2か月目の結果の対角を取った原票という形で、既にインターネット上ではよく利用されております。例えば製造業の人が4か月失業になった確率がどのくらいあるかといったことは、よく利用されている結果として、私どもでは出しているということになります。

今回のこの結果については、継続していくことによって、同じ世帯の回収が滞るという事例は幾つかあるようでございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

そのほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

廣松委員、いかがでございますか。

○廣松委員 私は1番目のところで、ここの課題そのものの書き方がよく分からないのですが、特定調査票について、調査結果の毎月公表の可能性について検討することということは、要するに特定調査票から基礎調査票に移す可能性を検討することと云っているのでしょうか。回答の方では第2パラグラフで、今回、特定調査票から基礎調査票の方に移動した「勤め先での呼称」以外のものを更に基礎調査票の方に盛り込むということは大変難しいと。

私もこの判断は正しいと思いますが、今後の課題の読み方は、四半期ごとに特定調査票で調査しているものを何らかの形で毎月公表するように技術的に考えろということを行っているのか。私は当時人口・労働統計部会には属していなかったもので、当時の状況や部会の雰囲気がよく分からないのですが、そこが気になりました。

○津谷部会長 実は今回の答申は前回の答申後 10 年経っておりまして、おそらくその場に居合わせた委員の方は今はほとんどいらっしやらないと思いますので、廣松委員の御指摘はそのとおりだと思います。

金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 過去の議事録等の記録を見る限り、ここの趣旨は前回、平成 13 年の答申を踏まえて、14 年から特定調査票が新設されたわけですが、そのときに当然のことながら、新しい調査票ですから、そもそもどのようなニーズがあるかというようなことは、まだ判然としないという状況でした。ただ、その情報が蓄積されて使えるようになるにつれて、各方面から、こういうものを使いたい、こういうデータはないか、という要望が増えるであろうということが予想されるので、調査事項、調査方法等調査全般について所要の検討と書いてあるとおり、調査事項を中心として包括的にこの特定調査票の在り方を不断に検討しなさいという趣旨だという記録がございます。

ただ、念のために言っておきますと、先ほど統計局からの御説明がありましたが、当時調査実施者の方からも、失業者に係る調査事項は出現頻度が低いため、毎月公表は無理であるという説明がございました。そういう記録がございます。

私の方から 1 点お伺いしたいことは、先ほど失業者の話がございましたが、併せて就業者についても聞いているわけです。確かに基礎調査票の 4 分の 1 に当たる 2 万 5 千人ということで、相対的には少ない。ただ、一般的な統計調査と比較すると、それ相応のサンプルがあるということで、今回一部の事項について基礎調査票に移動するということがございましたけれども、それ以外の事項について、就業者の構造的なデータについて、毎月公表ができるかどうかという検討は行われたのでしょうか。その点について、お尋ねしたいと思います。

○津谷部会長 統計局、いかがでございますか。

○栗原室長 仮に就業者であれば、もう少しサンプルは増えますけれども、性別や年齢別とか、細かいクロスを集計させて集計いたしますので、特に詳細集計ということでございますので、果たして就業者であっても十分なのかという点の一つあるかと思います。

仮に何らかの集計が就業者についてできるとしても、就業者だけ切り離して公表するという事は果たして良いのか。就業、失業で一つの状態ですので、そういう問題はよく考える必要があると思います。

○津谷部会長 この答申は、私ももちろんその場におりませんでしたので、10 年前のことは分からないのですが、これを素直に読む限りは、おそらく特定調査票の調査事項を基礎調査票に移すということではなく、特定調査票そのものの調査事項、調査方法等、特に推計の方法等も考えて、四半期でデータをまとめてプールして集計するのではなくて、できるものについては毎月公表できないかどうかについて検討を加えたらよいのではないかと。私自身は素直に読むとそのように読めます。

もちろん、この調査事項を基礎調査票に移して毎月調査できれば、基礎調査のサンプル

規模はおよそ 10 万ありますので、統計的にも非常に安定しますし、統計的にも信頼度が上がってくると思います。しかし、おっしゃるとおり、それらを全て基礎調査票に移してしまうと、これはある意味、基礎調査でなくなってしまう。基礎調査票の集計結果は、毎月公表していく大変重要な基礎的な統計ですので、そういうことは現実的でないということは、確かにそのとおりかと思えます。

ですので、2 万 5 千人分のデータを四半期分集計して、データの規模を大きくするということがあるかと思いますが、集計や推計の方法等についての御検討をなされたことはございませんでしょうか。

○栗原室長 例えば 3 か月分プールすれば、一つ結果が出ますので、そういった 3 か月後方移動平均のようなことが可能かどうかということは、内部では色々と研究はしております。

○津谷部会長 廣松委員、いかがでございますか。

○廣松委員 私もちろん、特定調査票の結果が毎月出るようになれば、それはそれで理想的だろうと思いますが、基礎調査票の結果と精度が違うとか、そこにアンバランスなもの公表されるのも望ましくないだろうと思いますので、引き続き検討していただくということで良いのではないかと思います。

特に完全失業率に関して、これに更に地域別の議論まで加わってくると、公表に耐えないことになるだろうと思いますので、そこは取りあえず資料 5-3 の回答で良いのではないかと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○白波瀬委員 廣松委員のおっしゃったことの追加ですが、毎月調査をする可能性というところではなくて、即時的な結果を出すべき事項とそうではない事項があり、調査自体の目的や構造的に違うということをもう少し強調されるのがよいと思いました。統計の公表に当たり即時性は重要ですが、それだけでない意味もあるわけで、基礎調査とは異なる特定調査の意義を踏まえた上での対応を強く出された方が説得力はあるように思いました。

以上です。

○津谷部会長 水野谷専門委員、御意見はございませんでしょうか。

原専門委員はいかがでございますか。

○原専門委員 特にありません。

○津谷部会長 ありがとうございます。

金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 もう少しお尋ねしたいのですが、最後の、「4 情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化」についてです。これは当時の記録から、これを書かれた背景を御説明しますと、当時、不在世帯が増加して、何回足を運んでも回答が得られないという状況があったとのこと。当時、政府においては I T とか電子政府の推進という動き

もあったことから、主として公表の早期化ということもそうですが、情報通信技術の活用とは具体的にはオンライン調査のことを主として意味している。先ほど統計局の方から、オンライン調査についてはまだこれにより回答されている方はごく一部であって、必ずしも公表の早期化にもつながらないという御説明がございました。

そうではあります、実際に大規模調査では一部導入されており、現実には今回、就調ではオンライン調査の対象を拡大するというような動きもあるわけでございます。したがって、もう一度お尋ねをしたいのですが、これについて、オンライン調査の導入は当面全く考えていない、そもそもそういうものを導入することは無理であるとお考えなのかどうか、可能な範囲でお答えいただければと思います。

○津谷部会長 もしお答えがありましたら、どうぞ。

○栗原室長 今、考えているかどうかと言われると、今は考えておりません。理由としては、経常調査の労調は先ほど申し上げたとおり、調査した翌月にはもう公表しないといけないタイトなスケジュールでしております。オンラインを導入すると回答経路が複数化して、回答状況の確認等の手間が増えますので、それを限られた時間の中で全て正確に行い得るかという大きな問題がございます。

その点は誤解されているかと思いますが、就業構造基本調査の場合には、翌月に公表をすることなどありませんので、そこは分けて考えていただきたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。これは経常調査であるので、とにかくスピードが大変大事だということでございます。

どうぞ。

○金子調査官 最後にもう一点だけ、3番目についてお尋ねしたいのですが、これについては特定調査票の新設ということ踏まえて、そこから得られるデータの多角的、機動的な利用ということについての検討です。過去の議事録を見ると、要するに、使いやすい、利用しやすい公表や作表を検討すべきであるという趣旨だと記録にございますけれども、その一環として、このディスカレッジド・ワーカーという概念に近似する、先ほど少しかみ砕いた説明がございましたが、これ以外に何か新たな指標を公表している例、もしくは何かデータをユーザーニーズに合ったような方法で公表している例、そのような例はありますでしょうか。もしあったら御説明を頂けると大変助かります。

○津谷部会長 統計局、お願いいたします。

○栗原室長 先ほども申し上げましたとおり、例えば失業者の方が前はどのような雇用形態だったのか。つまり正規に勤めていて辞めたのか、非正規について勤めていて辞めたのか。その辺りの違いを見るための集計等も近年行っております。これはリーマンショック後に失業者が一気に急増いたしましたして、その背景を探るための分析として、新たにそういったものに取り組んでおります。

それから、従業上の地位です。常雇とか臨時雇いとか、正規雇用、非正規雇用の雇用形

態をクロスして分析をしますと、非正規の人でも常雇的な働き方をしている人が増えていたりとか、そういったトピック的な分析につきましては、私どもは毎月の公表作業の合間を見て、できるだけ分析を行って、ホームページなどでもトピックという形で、できる限り公表に努力しているということでございます。

○津谷部会長 そのほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。

新しい調査事項が加わったり、選択肢が分割されたりして、より詳しい情報が収集されるようになってきたということも含めて、その結果、新しいクロス集計は当然出てくるわけですし、ディスカレッジド・ワーカーに近い概念で指標を構築しているということはあるかと思えます。これから新しく調査事項が入ってきたり、新しい選択肢が出てきたりすることがあるわけですが、今まで調査されてきた情報なども使って、できる限り社会や労働市場のニーズに合わせて変更を加えていくことが必要だと思います。労調は毎月非常にタイトなスケジュールのもとで実施されており、調査結果が出たらそれがすぐにニュースになるということですので、その意味での現場の御苦勞は大変であろうとお察しいたします。

ただ、マンパワーが厳しいとは思いますが、将来に向けて新しい集計の仕方や指標の開発なども、できれば国際的な動向もにらんで、今後取り組んでいただければと思います。

この点につきまして、よろしいでしょうか。

今回御意見を多く頂きましたので、統計審査官室と統計局におきまして更に調整をさせていただきます。その調整結果を踏まえて、最終的に部会長である私に御一任いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、引き続きまして、「3 今後の課題」について、審議を行いたいと思えます。

今回、特定調査票に「非正規雇用に就いた理由」を把握するための調査事項を新設することを計画しているということは、先ほど御説明もありましたが、答申案の3ページの表3でございます。そこにありますとおり、育児と介護、これは一つの選択肢となっております。

これにつきましては、前回は審議をしていただきました。また、樋口統計委員会委員長からの御指摘もございまして、第1回目の部会及び第3回目の部会において審議を行った結果、他省の先行調査結果とのクロスチェックをいたしました。何よりも、調査票上のスペースに制約が非常にあるということがありまして、今回は原案どおりとするということで御了承を頂いております。

しかし、今後、各選択肢の回答率の状況を見て、選択肢を育児関連と介護関連に分割することについて検討する必要があるということで、確か御了解を頂いたと思えます。

また、「今後の課題」を記載する場合に、一定期間ごとに実施される周期調査の場合は、通常「次回調査までに」と検討する期限が明記される場合が多いわけですが、労調は先ほどから御説明がございましたように経常調査ですので、調査実施者である統計局において、

課題について検討をしていただく時期を何らかの形で示した方がよいのか。これは例えば、平成 25 年から、今検討いただきました新しい調査票を使って実施をしていくわけですが、1 年か 2 年実施してみて、その後、検討して結果を得るといようなことも考えられるかなと思いますが、これについて御意見を頂きたいということから、「P」となっております。

このことを踏まえまして、御意見、御質問のある方は、どうぞ御発言を頂きましたと思います。

白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 私は実は、家事・育児と介護とはライフステージが異なるケースが多いので、委員長同様、できれば区別した方がよろしいのではないかと前回申し上げたのですが、もう一度これをよく読み直すと、理由の主眼点は何かと両立しやすい、というところにあります。要するに、重きはそちらにあるのです。ですから、両立する対象が明確になる利点は大きいですが、ここでは中身が何であっても「両立しやすい」から、ということが大切なポイントです。両立の対象として本当は学業も入ると思うのですが。

そのように考えますと、他の選択肢も、時間的に都合が良いとか、補助的に収入が欲しいとか、能力の活用というように、理由としてはそちらの方に重きがあるので、ここではライフステージを分ける必要はなく、「両立しやすいから」を強調するスタイルでよろしいのではないかという気がしました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

様々な理由を見てみると、どの項目というよりも、様々なこととの両立が可能かどうか、両立が楽にできるかどうかというところに重きがあるのではないかということですね。「家事・育児・介護等」と「等」がありますので、まだほかにも様々なものが考えられますので、ここは余り分けることに重きを置く必要はない、つまりあまり神経質にならなくてもよろしいのではないかという御意見でございますが、そのほかにございませんでしょうか。

廣松委員、いかがでございますか。

○廣松委員 言葉の問題ですが、第 1 パラグラフの下から 2 行目「育児関連と介護関連のものを二つに分離すると高い回答率にならない」、あるいはその下のパラグラフの「今後、各選択肢の回答率の状況を分析し」とありますが、これは「回答率」というよりも「出現率」です。「回答率」と言うと別のことを考えるので、「出現率」の方が良いだろうと思います。

確かにこの点に関しては、統計委員会でも指摘がなされ、この部会でも議論をしたわけですが、これも確かに細かくすれば、それは良いのかもかもしれませんが、私は今の段階は今回の部会に出した結論で妥当であろうと思います。

同時に、検討する必要はあるというところで、何らかの期限を付ける必要があるかという部会長からの御質問ですが、もちろん、ここに検討する必要があると書かれてはいるけ

れども、そのまま放っておかれるという危険性はなきにしもあらずだと思いますが、どちらかというところ、この労働力調査、就業構造基本調査に関しては、こまめに見ていただいているという過去の実績という面も含めて、私は特に期限を明記する必要にはないと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

御指摘どおり、「回答率」というと、英語で言うレスポンス・レートとなりますが、ここでは、この選択肢の部分に回答が集中するかどうか、という意味で使いますので、「出現率」の方が適当ですね。

ただ、おっしゃるように、確かにこれは両立のことを聞いているわけで、ここに全部様々な事項を書き込めば、当然そこに回答が落ち着く確率が高くなっていくということがあるかと思えます。

いつまでにこれを検討するかということについて、労働力調査は経常調査でもあることから、明記する必要はないのではないかとこの廣松委員からの御意見ですが、原専門委員、いかがでございますか。

○原専門委員 私も廣松委員と同じ意見で、特段明記する必要はないと実は思っております。育児と介護はいずれ分けていただきたいと私の中では思っているのですが、今すぐということはもちろん申し上げておりませんし、よく使われる調査ですので、社会的要請が高まったときが時期なのかなという気もいたします。十分に検討の期間も設けた方がよろしいかと思っておりますので、時期を明記しないという廣松委員の意見に賛成です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

水野谷専門委員、いかがでございますか。

○水野谷専門委員 特にありません。

○津谷部会長 どうぞ。

○金子調査官 今、検討の期限を明記しなくてもよいのではないかとこの御意見が多数でしたが、事務局としては、そもそも出現率自体が今後いつの時期にどうなるかということは全く分からないわけです。したがって、いつから実施していただきとか、そのようなことは当然誰も判断できないわけで、そこを具体的に実施する時期までを求めることは現実的に無理であるということは、承知しております。

ただ、実際に、先ほど御意見がございましたとおり、そのような時期がいつ来るかということについては、おそらく介護については、これからニーズが増えるにせよ、減ることはないであろうということからすると、少なくとも一定の期間ごとに一応チェックをしていただき、適当な時期に実際に変更等を行っていただくことが必要であろう。つまり、そういった定期的なチェックということを盛り込む必要があるのではないかと、事務局としては考えております。

また、これは直接ということではありませんが、先ほど部会長の御説明もございましたとおり、委員長からの御指摘もございますので、やはりそういったことを少なくとも多少触れ

た方が、委員長の御理解も得られやすいのではないかと考えて申し上げているところがあります。

以上です。

○津谷部会長 水野谷専門委員、どうぞ。

○水野谷専門委員 もしチェックするということでは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」との兼ね合いでは、どうなるのでしょうか。非正規雇用に関する統計の充実ということがうたわれていると思います。「統計法施行状況報告」で基本計画の進捗状況が報告されるので、そこで少しこの状況が分かるということはありませんでしょうか。

○金子調査官 現行の基本計画の進捗状況という中で、今回、基本計画の指摘を受けて、こういう対応をしたということは、当然報告されます。

ただ、そこで更に何らかの課題が付いた場合、それについて、次期基本計画に引き継がれれば、そこでチェックということもあろうかと思えますけれども、それは、これから次回の基本計画を策定する中で考えられることです。わざわざ未確定のところにもこのようなチェックを委ねるよりも、各答申の中で、期限を付して、例えば最近の例で言えば、9月に出された建設工事統計調査では、平成26年度中に一定の課題について検証を終え可能な限り早期の調査に反映とか、こういった形で具体的な検討期限が付されています。

そのようなことで、大変申し訳ございませんが、基本計画に委ねれば問題がないのではないかという御指摘は当たらないのではないかと。実際にそういった形で答申において指摘されている例がございますので、各答申において検討期限を付すことは決しておかしい形ではないと考えております。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○栗原室長 今回の期限の話ですけれども、する時期を求めるのではなくて、チェックの時期をとということではありますが、部会審議の中でも御紹介しましたけれども、平成22年の先行調査の結果を見ると、育児、介護や趣味、学習等との両立という形で、一本の形になっても24.5パーセントだったのです。更にその5年前の19年調査を見ると幾つかというと、25.3パーセントなのです。むしろ横ばいというより、少し減っているような感じですね。したがって、チェックをとということですが、1年や2年の短期間で変わるような話ではないと思いますので、高齢化の推移に合わせて、長期的に少しずつ変化をしていくものだと思います。したがって、そういったチェックの期間を設けるとか、それ自体も適切ではないと私の方は考えております。

○津谷部会長 大体25パーセントくらいで前回、前々回と余り変わらないということもございますね。

○栗原室長 急激に変わる話ではないと。

○津谷部会長 分かりました。

どうぞ。

○金子調査官 確認ですけれども、要は、実際に関係の状況が5年前に比べて大きく変化をしていないということから、少なくとも1、2年といった短期間の中で、改めてチェックするほどの変化は起き得ないであろうということ、そこまで明記する必要はないのではないかと御意見ということによろしいですか。

○栗原室長 そうです。

○金子調査官 分かりました。

○津谷部会長 この点につきましても、再度調整をお互いにしていただきまして、それを踏まえた最終的な整理につきましては、部会長である私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上が今後の取扱いを除いた、御一任いただいた部分を除きまして、各論点につきましては、当部会としては了承とさせていただくということによろしいでしょうか。

以上が各論点についての判断でございます。これを集約する形で冒頭の1ページ目にお戻りいただきまして、「1 承認の適否」におきまして、今回の労調の変更については、「承認して差し支えない」という結論が出ております。

これは先ほどから御審議いただきました「2 理由等」で計画の修正が必要とされた箇所に対して、調査実施者である統計局が適切に対応することを条件に、承認をして問題ないとするものでございます。

承認の適否につきまして、承認して差し支えないとすることに対しまして、御異論、御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御異議なしと認めさせていただきまして、この部分につきまして、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、指定の変更の部分、名称の変更の部分について、審議を行いたいと思いますので、答申案の6ページにお戻りいただけますでしょうか。その「Ⅱ 労働力調査の指定の変更（名称の変更）」についてでございます。

先ほどの「1 承認の適否」のところでは、名称のところは「○○○」と空欄になっております。

続きまして、この「2 理由等」を御覧ください。労調により作成される基幹統計の名称につきましては、前回の部会において、労働力統計と労働力調査統計の2案が出されまして、最終的な案については、本日の部会で審議を行うこととされました。このため、答申案におきましては、6ページ以降のとおり、案1と案2の二つの案を併記した形になっております。

案1が労働力統計に変更する場合、案2が労働力調査統計に変更する場合がございます。その理由につきまして、前回部会において出された御意見等を踏まえまして、それぞれ整理しております。これらを踏まえまして、御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私が案2を強く押したものですけれども、ここでお示しいただいているように、他の統計調査とのバランスを考えて、労働力調査だけ「調査」を統計名に入れることは適当ではないと考えます。したがって、私としても労働力統計ということで部会として決定することに対して、特に強く異議を唱えるものではありません。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 私も前回、案2がよろしいのではないかという発言をした手前、発言をさせていただきます。分かりやすい資料をありがとうございます。案1の7ページの上から3行目からの「統計法の考え方に基づき」云々を拝読しますと、こちらの方がよろしいかと思いましたので、私もこちらの方に賛成したいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

廣松委員は何か御意見はございませんでしょうか。

○廣松委員 私は前回、この案1を申し上げたのですが、理由としてはここに掲げてあることが大きな理由だと思いますが、おそらくどちらかというところ、これは法的な名前であって、実際の使い方は、労働力調査という言葉は残るのだろうと思えますから、そこまで規制するものではないと考えます。それはちょうど国勢統計と国勢調査の関係と似たようなところがあるのではないかというふうに思います。私は案1に関して、部会で了承を頂ければ大変幸いです。

○津谷部会長 ありがとうございます。

水野谷専門委員、よろしいでしょうか。

○水野谷専門委員 案1で賛成です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ということで、委員、専門委員の皆様全員の御意見を伺いまして、この部分につきましては、案1ということで御了解を頂いたとさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、この当部会は案1を了承とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

以上で、労調の答申案についての審議は終わりでございます。

続きまして、就業構造基本調査の答申案の審議を行いたいと思えます。

資料3でございます。

「1 承認の適否」につきましては、「2 理由等」の検討を行った後で、確認をさせていただきたいと思えますので、まず「2 理由等」を御覧いただきたいと思えます。

この「2 理由等」では、調査の概要、今回の調査計画の変更の背景、変更内容の概要、前回答申の課題への対応状況を記載した後、個別の変更事項ごとに、その内容や適否の判断、判断理由、必要に応じて修正点を記載しております。

答申案の構成は、基本的には、労調と同じですので、早速内容の審議に入りたいと思います。

まず、最初に「2 理由等」の下のところを御覧いただきたいと思います。調査の概要、今回の調査計画の変更の背景、変更内容の概要、前回答申の課題への対応状況についての記載がなされております。この部分につきまして、いかがでしょうか。御意見はございませんでしょうか。

それでは、この部分について、当部会として了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、2ページの「(ア) 少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応」を御覧ください。

「a」から「c」までの3点を記載しております。ここでは、まず、計画案について触れた後に、その適否について、3点まとめて御意見を伺うことにさせていただきます。

まず、「a 希望就業期間と実際の就業期間との格差に関する調査対象の拡大」についてでございますが、就業時間の増減希望について、これまで継続就業希望者のみにこの質問を尋ねておりましたが、新たに全ての就業者に尋ねることを計画しております。

次に「b 非求職等と出産との関係の把握等」についてですが、非求職理由、非就業希望及び前職の離職理由を把握する調査事項の選択肢について、従来「その他」に含められていたとみられる出産を育児の一環として把握できるよう、新たに「育児のため」を「出産・育児のため」と変更することを計画しております。

また、「前職の離職理由」の選択肢について、「収入が少なかった」と「労働条件が悪かった」を統合することを計画しております。

それから、「c 育児・介護の状況の詳細な把握」についてですが、新たに「育児・介護の状況について」の設問を新しい追加することを計画しております。

これらの計画案につきましては、ワーク・ライフ・バランスのより詳細な分析を可能にすることや、基本計画の指摘を踏まえていること等から、適当としております。

ただし、2ページの「b 非求職等と出産との関係の把握等」の第4パラグラフの「一方、後者については」というところですが、「b 前職の離職理由」の選択肢の統合につきましては、部会審議の結果を踏まえ、労働条件には、職場環境等、収入以外のものが考えられること、過去の調査結果から、「労働条件が悪かった」及び「収入が少なかった」、それぞれについて一定の出現率が見込まれることから、従前どおりこれは別々の選択肢にすることが適当とされております。

これまでの審議の結果、このような結論で御了承を頂いておりますが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきたいと思います。

続きまして、4ページの「(イ) 就業時間に関する把握の詳細化」を御覧ください。

統計局では、1週間の就業時間について、選択肢の一つが従来「65時間以上」となっておりましたものを、新たに「65～74時間」と「75時間以上」に分割することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので、適当としておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましても、当部会としては了承とさせていただきたいと思えます。

続きまして、「(ウ) 非正規雇用者の雇用契約期間等の把握の詳細化」を御覧ください。

雇用契約期間の把握に当たり、従来の「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」という類型区分で把握する方法をやめまして、この関係の調査事項を削除し、正規の職員・従業員、パートといった勤め先における呼称のみを把握することともに、新たに「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」及び「雇用契約の更新の有無」を把握するということを計画しております。

これらにつきましては、審議の結果、「おおむね適当」となっております。ただ、第3パラグラフの「ただし」を御覧ください。ここの部会での審議の結果を踏まえまして、1回当たりの雇用契約期間に係る選択肢のうち、1か月以上1年以下につきましては「1か月以上6か月以下」と「6か月超1年以下」という、この二つに分割する必要があるとしております。

これについて、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましても、当部会として了承させていただきます。

続きまして、6ページの「(エ) 東日本大震災の就業への影響の把握」を御覧ください。

昨年3月に発生いたしました東日本大震災を受けまして、東日本大震災への就業への影響を今回の調査では把握するということを計画しております。

これにつきましては、この部会での審議の結果、おおむね適当とされております。ただ、第3パラグラフの「ただし」を御覧ください。

本調査事項が、現在被災3県に居住されている被災者の方々だけではなく、全国各地に避難された被災者の方々の状況も把握するということを目的としておりますことから、部会の審議の結果を踏まえまして、調査対象者全員が記入する事項であることをより明確にする必要があるということが、ここで指摘されております。

これにつきましては、更に何か御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましても、当部会として了承させていただきます。

続きまして、6ページの「(オ) その他」を御覧ください。

ここでは、「a 個人の属性等の把握」と「b 労働力調査との整合性の確保」の2点がございます。

まず「a 個人の属性等の把握等」についてでございます。①～⑥までの6点について

記載をしております。

これら調査事項につきましては、例えば「①就学状況」については、卒業時期と現在の就業実態や雇用形態（正規雇用、非正規雇用）といったような区別との関係のより詳細な把握の観点から、また、「②学校区分」につきましては、卒業又は在学中の学校のより詳細な把握をするという観点から、この内容の変更を行うことを計画しております。

これらにつきましては、これまでの部会での審議の結果、おおむね適当としておりますが、2点計画案を変更する必要があるともししております。

7ページの第2パラグラフの「ただし」以降の箇所ですけれども、まず「希望する仕事の種類」を把握する調査事項については、当該設問では職種を把握することをより明確にするために、設問文中で「希望する仕事」の後に「職種」であるということを明示する必要があるといたしております。

続く「また」というパラグラフでございますが、農林漁業職につきまして、選択肢の冒頭に配置することが当初計画されておりましたけれども、時系列的な影響を踏まえまして、これを後方に、具体的に申しますと「その他（保安職など）」の前に配置することが適当であるとしております。

これはこれまでの審議の結果、このような結論で御了承を頂いたと理解しておりますが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この部分についても、当部会としては了承とさせていただきます。

続きまして、9ページの「b 労働力調査との整合性の確保」を御覧ください。

これは非求職理由等に関し、労調の類似する調査事項と比較すると、その選択肢の配列について、整合性が必ずしも取れていないのではないかと御指摘を踏まえたものでございます。

審議の結果、労調と就調の選択肢の配列をできる限り合わせる必要があるとしております。

これについて、何か付け加える御意見はございませんでしょうか。

それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、10ページの「イ 調査事項の削除」を御覧ください。調査事項の削除といたしましては、「(ア)『現職への就業理由』及び『前職の企業全体の従業者数』の削除」と「(イ)『9月末1週間の就業・不就業の状態』を削除」がございまして、2点まとめて御意見をお伺いしたいと思います。

統計局では、過去の調査結果の推移や分析結果などから、「現職への就業理由」及び「前職の企業全体の従業者数」並びに「9月末1週間の就業・不就業の状態」の調査事項を削除して差し支えないのではないかとということで、削除を計画しております。

これまでの部会での御審議の結果、御了承いただいたと理解をしておりますので、ここは適当としておりますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきたいと思いません。

調査事項の変更に関しては、以上でございます。

続きまして、12 ページの「(2) 調査方法の変更」を御覧ください。

統計局では、平成 24 年就業構造基本調査について、「ア」にございますように「インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大」と、13 ページの「イ」にございますように「コールセンターの設置」を計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、おおむね適当としております。しかし、「ア インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大」につきましては、第 3 パラグラフの「ただし」に記載されておりますように、実査を担う地方公共団体の事務負担の軽減を図るよう、地方公共団体ごとに各調査対象者について、特に疑義の発生が多いと考えられる職業、産業などの出現結果、その他一覧表を作成し、それを速やかに地方公共団体に提供するなどして、地方公共団体における審査等事務の効率化及び負担軽減を図る必要があるとしております。

これまでの審議の結果、このような結論で御了承を頂いておりますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、13 ページの「(3) 集計事項の変更」を御覧ください。

集計事項につきましては、統計局では、調査事項の変更に伴って、少子高齢化における雇用環境、ワーク・ライフ・バランスの実態把握、非正規就業の実態把握等に寄与する集計の充実を図り、また、都道府県内ブロックによる新たな集計を追加することを計画しております。

これにつきましては、審議の結果、おおむね適当としておりますが、第 3 パラグラフの「ただし」以降の部分に記載されておりますように、「雇用契約期間の定めの有無・1 回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の結果と、「継続勤務年数」を把握する調査事項の結果をクロスした集計を追加する必要があること、そして、「また」のパラグラフでは、新たに追加する都道府県内ブロックの地域区分の名称及び範囲については、全国消費実態調査との整合性を図る必要があること、としております。

これまでの審議の結果、このような結論で御了承を頂いたと理解をしておりますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

「2 理由等」については以上でございます。

どうぞ。

○廣松委員 全体としてはこれで良いと思いますが、個別の細かいところで恐縮ですが、答申案でいくと 3 ページの表 2 の中の変更内容の一番上、就業時間の増減希望で変更を「全ての有業者（仕事をすっかりやめてしまいたい者を除く）」と。これはその調査票を見ます

と、第2面の「A9」に相当すると思うのですが、これは当然、記入の手引きなり何なりで説明があると思いますが、一応この「A9」の欄を見ますと、「おもな仕事について」という調査事項と、「おもな仕事以外の仕事について」という調査事項の間に「A9」が入っていて、枠が一番外まで出ているという趣旨なのかもしれませんが、これは当然、記入の手引きにこういう形の説明が加わるものだと理解してよろしいでしょうか。

○津谷部会長 この部分は回答の手引きにきちんとした説明が加えられるのかどうかという御質問です、第2面の「A9」のところですね。青線で囲まれている「現在より就業時間を増やしたいと思っていますか」という調査事項が、上の方に記載されている「おもな仕事について」に関する調査事項と、下の方に記載されている「おもな仕事以外の仕事について」に関する調査事項の間に入っていることについて、きちんとした説明を手引きでする用意があるのかという御質問です。

○栗原室長 御指摘の点も踏まえて、分かりやすく誤解のないように、書類の方はつくってまいりたいと思います。

○廣松委員 そこはよろしくをお願いします。

2番目の細かい点ですが、12ページのインターネットを用いたもので、第3パラグラフの「ただし」のところでも2行目ですが、「インターネット端末機器において、対象者の回答を一人ずつしか確認できないことから」の具体的な意味が読めなかったのですが、説明を頂ければと思います。

○津谷部会長 では、金子調査官、お願いします。

○金子調査官 これについては、要は地方公共団体において、パソコンの画面上を呼び出せる単位が一人ずつだという意味です。これは系統的にそうなっているもので、総務省が行うような加工が政府統計共同利用システムの中でできないため、非常に手間がかかる状態になっています。その負担軽減のために、一覧表といった形の情報を提供することが適当だという趣旨であります。

○廣松委員 趣旨自体は私も必要だろうと考えますから、そこは問題ないのですけれども、今、金子調査官から説明を伺って大体分かりました。ただ、その意味で現在使っているシステムで、そうならざるを得ないということですね。

○津谷部会長 この部分はよろしいでしょうか。

では、最初の回答の手引きについては、きちんと誤解のないように、統計局の方で御説明を頂くということでもよろしいでしょうか。

それでは、この「2 理由等」については、以上で御了承いただいたとさせていただきます。

引き続き、「3 今後の課題」について審議を行いたいと思います。13ページを御覧ください。2点ございます。

まず、「(1)『1回当たりの雇用契約期間』に係る選択肢の細分化」についてです。

今回、統計局の計画案においては、「1か月以上1年以下」という選択肢が設けられてお

りますが、これについては部会の審議を踏まえまして、答申案において、この選択肢を二つに分割、つまり、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割する必要があるとしております。

ただ、部会審議におきましては、「1か月以上6か月以下」の選択肢について、3か月で区切る方がよいのではないかという御意見もございました。

したがいまして、本部会といたしましては、今後の課題として、今回の平成24年就調の結果も踏まえまして、更に3か月で分割することについて検討をすることといたしました。

これについて、何か御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、「(2)『現職への就業理由』の把握の検討」についてでございます。

答申案の10ページに記載をしておりますが、今回の統計局の計画案において、「現職への就業理由」を把握する設問を削除することは、やむを得ないとしております。

しかし、部会審議におきまして、転職の実態を分析する上で有用な情報であるとの御意見も頂きました。したがいまして、本部会といたしましては、今回の調査の結果を踏まえ、必要に応じて、調査事項の復活について検討することといたしました。

これについて、何か御意見はございませんでしょうか。

それでは、この部分について、当部会として了承とさせていただきたいと思っております。

以上が各論点についての判断でございます。

これを集約する形で、冒頭の1ページにお戻りいただきまして、「1 承認の適否」において、今回の就調の変更については、「承認して差し支えない」と結論を付けております。これは「2 理由等」で計画の修正が必要とされた箇所に対して、統計局が適切に対応することを条件に、承認をして問題ないとするものでございます。

承認の適否について、承認して差し支えないとすることに御異議ございませんでしょうか。

それでは、御意見ございませんようですので、この部分についても承認ということにさせていただきます。

続きまして、指定の変更の部分について審議を行いたいと思っております。答申案の14ページにお戻りいただきたいと思っております。「II 就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)」についてでございます。

就調により作成される基幹統計の名称につきましては、「就業構造基本調査」から「就業構造基本統計」に変更するという形で記載をしております。労調のものに関連することがありますために、就調の答申案の14ページに「P」が付いております。

労調により作成される基幹統計の名称につきましては、先ほどの審議で「労働力調査」から「労働力統計」に変更させていただくということで御了承を頂きました。これを踏まえまして、就調により作成される基幹統計の名称を「就業構造基本統計」と変更したいと

いうことをございます。御意見、御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、この「就業構造基本調査」につきまして、名称を「就業構造基本統計」と変更することで差し支えないということで、御異議がないということですので、この部会としては了承を頂いたとさせていただきたいと思えます。

また、もう一度確認ですが「2 理由等」につきましても、答申案のような整理でよろしいというふうに御了承を頂いたとさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、この就調につきましても、当部会としては了承とさせていただきたいと思えます。

答申案に関する審議は以上となります。先ほど私が2点ほど、統計局と統計審査官室との間で調整していただいて、最終的な整理は私に御一任いただいたということがございました。これにつきまして、修正を行いました答申案、後日、事務局から委員、専門委員の皆様にもメールでお送りをいたしたいと思っております。

この答申案全体につきましては、しかるべく修正を行うということを前提に本部会として了承を頂いたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

了承を頂きました答申案ですけれども、所要の修正の後、1月20日の金曜日に開催が予定されている統計委員会に付議いたしまして、今回の部会の結果概要と併せて、私から報告をすることにしたいと思っております。

ところで、今回の答申案とは直接関係することではございませんが、労調の失業率の公表につきまして、統計審査官室から、委員、専門委員の先生方から御意見を頂きたいことがあるということですので、ここで金子調査官から、御説明をお願いいたします。

○金子調査官 時間も大分押し迫ってまいりまして、ほとんど予定の時間が近くなっておりますので、手短かに御説明をさせていただきます。

今回の答申は、今まで御審議いただいたような形で、直接関係することではないのですが、私どもの部内の方で、労働力調査全般について、色々と検討を議論した中で、1点どうなのだろうかという点がございまして、今後の私どもの業務の参考までに、この場をお借りして、有識者である先生方の御意見を是非頂ければということをお願いするものであります。

具体的に申し上げますと、労働力調査の失業率については、現在、いわゆる生産年齢人口15歳以上というようなことで、その全体をひっくるめた形で失業率というものを計算しているわけでありまして、もちろん、細かいデータは、労働力調査の報告書の中で記載をされているわけですが、一般的な報道資料としては、失業率といえますと、15歳以上という形で公表されまして、それが新聞紙上にも出るという形になっているわけでありまして。

ただ、実際問題としては、例えば高校の進学率が90数パーセント以上という状況におい

て、当然、現在の失業率、これはこれで必要だと思いますが、これ以外に政策的な観点から、例えば一定の若年層を除いた失業率、あるいは一定の若年層を対象とした失業率、そういった形の指標が必要とされることはないのだろうかというような意見がございました。

この点について、時間も余りないところで大変恐縮ですけれども、参考までに有識者の先生方の御意見を拝聴できればということでもあります。よろしく願いいたします。

○津谷部会長 御意見を伺いたいということですが、廣松委員、いかがでございましょうか。

○廣松委員 突然の御質問であれですが、おそらく政策的な意味で、今おっしゃった年齢の下限を区切ったような率が必要であろうということは、ある程度理解できます。ただ、それがどれほど安定しているかという辺りが、公表するに当たっては、そこはかなり慎重にすべきだろうと思います。

今、御質問と悪乗りする形で申し訳ありませんが、発言する機会を逸してしまったものですから、もし、そういうことを今後カウントするとするならば、今の完全失業率という言葉の「完全」は、いつまで付けるのか。確かこれは昭和 30 年代ですか。

○佐藤企画官 昭和 25 年です。

○廣松委員 それ以前の失業率と、現在定義をしている失業率と異なるものという意味で「完全」を付けたと聞いていますが、かなり時間が経つ。あるいは一般に公表されているときは、失業率という言葉だけしか使われていないケースがある。今、統計審査官室の方から御提案があったようなものを考える場合、公表まですることは、慎重に十分検討をした上でのべきだろうと思いますが、もしそういうものを公表すると決断をするのであれば、言葉自体も少し整理をして、誤解のないようにすべきだろうと思います。

○津谷部会長 もしこういうことを見直したり、検討したりするのであれば、用語の整理も考えたらどうかということかと思えます。確かに不完全失業というものはないわけで、どうして「完全」を付けるのかと一般の方はおそらく考えられるのではないかと思います。英語で言うと unemployment rate ですの、「完全」は付いていません。

ただ、労調の集計調査結果の中で、この用語はおそらく社会的にも広く使われ、流布されているものだと思いますので、これについて、ほかの委員の先生方から御意見はございませんでしょうか。

白波瀬委員、いかがでしょうか。

○白波瀬委員 公表というところにおいては、数値を複数提示することは適当ではないと考えます。ただ、御指摘があったように、労働力人口が 15 歳以上ということですから、9 割以上の大多数が高校に進学する現在、実質的な労働力人口を過大評価することに通じ、結果として失業率を過少評価する危険性があります。その対応として、15 歳以上人口とせずに、せめて 18 歳以上人口を労働力人口と定義するという事も考えられますが、それは特定の政策を検討、評価する際に随時対応した方がよいと思います。公表の数字については、やはりできるだけ一つにしておいた方がよいというのが私の意見です。それよりも、

失業率の定義そのものを再検討する必要があると思います。

用語については、私も「完全」は、合計特殊出生率も実はそうなのですから、とても気になっていて、完全をとって「失業率」とするのであれば、そちらの用語に整理を早くしていただいた方が良くと思いました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

これは長期間ずっと使われている、統計で非常に広く流布されている表現ですので、統計の時系列性の確保ということもあります。労調は匿名データ化されますので、研究者の方や大学院生の方にも使っていただける個票のデータがリサンプルされて一般に提供されており、多くの研究者の方々に独自に分析に使っていただけることになっておりますので、そういうときに様々な分析をしていただくことは非常によいことだと思います。しかし、調査結果を公表するときには、慎重にしないといけないのではないかと御意見でございます。

そのほかに何か御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○栗原室長 今の学生を除いた失業率云々のところで少し補足でございますが、現在、既に公表している資料を用いても、学生もそういった失業率の試算はユーザーの方でできます。政策的ニーズ云々というところから先ほど御説明があったわけですが、実際に政策統計の方からも、そこを是非公表系列に入れてくれという要請を頂いているわけでもございませんし、そういう意味では使いたい方は自分で計算をして出すということで、特に今のところは足りていないのではないかと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

原専門委員、水野谷専門委員、何か御意見はございませんでしょうか。

では、ありがとうございました。

どうぞ。

○内閣府 内閣府でございます。

時間が来ておりますので、手短に申し上げますが、今回の労働力調査におけます派遣労働者の取扱いに関して、国民経済計算、SNAの観点から、一言だけ申し上げたいと思います。

今回の改正案によりまして、派遣労働者の把握方法が派遣先の企業で把握されるよう変更されるということでございます。これ自体につきましては、産業別の労働生産性等の観点から有益であると認識しておりまして、私どもとしても全く異存のないところでございます。ただし、国民経済計算におきまして、派遣労働がどういうふうに使われているかということだけ御紹介をさせていただきたいと思っております。

具体的に言いますと、SNA、国民経済計算の新しい国際基準である2008SNAというものが国際的に議論をされる検討プロセスにおきまして、派遣労働の取扱いをどうするかという議論がありました。結論といたしましては、国民経済計算のコア勘定におきまして

は、派遣労働者は派遣元の産業に記録すべきという結論になりまして、2008 S N Aでもそのように明記されております。

したがって、国民経済計算の推計という観点では、派遣労働者を派遣元産業で把握して記録をするという従来ベースの数字が必要になってまいります。ただ、今回、労働力調査を見ますと、雇用形態の一つとして、派遣社員という区分が取られますので、その情報を使えば、派遣元への組み換えが可能でございますので、そういう意味では国民経済計算の推計に特段の支障が生ずるものではございません。

したがって、私どもとして全く異存はないことではございますが、当初の諮問文の中で、「国民経済計算の推計に必要」という表現があったものですから、正確にその国民経済計算における取扱いを御紹介させていただくために、今、発言をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○津谷部会長 内閣府からの S N A の推計計算についての御説明でございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。これで支障がないということで、安堵いたしました。

若干の時間の超過ということで審議を終えることができました。皆様の御協力に対し、心より感謝を申し上げます。

本部会における労働力調査及び就業構造基本調査の変更等に係る審議は、本日をもって終了となります。昨年 11 月初頭から 4 回に渡りまして、皆様に御審議に協力を頂いた結果、答申案を取りまとめることができました。

各委員、各専門委員を始め、御参加いただいた皆様に、部会長として厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、部会審議はこれにて終了をいたします。

以上